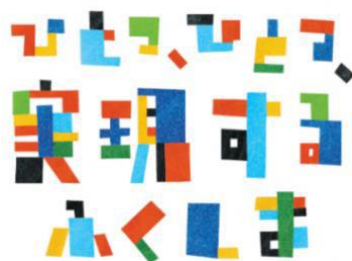


# ふくしま国際施策推進プラン

令和3年12月

福島県





# 目次

---

## 第1章 はじめに

---

1 改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

## 第2章 現状と課題

---

1 我が国の現状	
(1) 外国人住民の増加・多国籍化	2
(2) 入国管理制度の改正等	4
(3) 日本語教育ニーズの高まり	5
(4) 多様性と包摂性のある社会の実現	5
(5) デジタル化の進展	7
(6) 自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの影響	7
(7) 多文化共生施策の動き	8
2 本県の現状	9
(1) 外国人住民の増加・多国籍化と人口減少	
ア 県人口と外国人住民数の推移	9
イ 国籍・地域別の内訳	11
ウ 在留外国人の性別年齢別構成	12
エ 在留外国人の在留資格別割合	12
オ 外国人を雇用している事業所数と外国人労働者数	14
(2) 各国との交流の広がり（姉妹都市交流）	14
(3) 多文化共生施策の動き	15
(4) 貿易及び外国人観光客の動向	
ア 貿易	15
(ア) 輸出	16
(イ) 輸入	17
(ウ) 県産品の海外輸出	18
イ 本県における外国人観光客	19

### 3 課 題

- (1) 外国人住民との共生
  - ア 多言語によるコミュニケーション支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - イ 地域住民への多文化共生社会の意識啓発と外国人住民の社会参画支援・・ 21
  - ウ 外国人住民への生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) 人口減少・少子高齢化とグローバル化への対応・・・・・・・・・・ 22
- (3) 東日本大震災・原子力災害からの風評払拭、輸入規制緩和・解除・・・・・ 23

## 第3章 計画の基本目標と基本政策

---

- 1 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 基本政策
  - (1) 多文化共生と地域社会のグローバル化・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - (2) 世界へ挑み続ける・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

## 第4章 基本施策

---

- 1 多様な地域住民同士の連携・共創
  - (1) 多言語によるコミュニケーション支援
    - ア 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
      - (ア) 多言語・やさしい日本語による行政・生活情報の提供・・・・・・・・ 25
      - (イ) 多言語による生活相談のための窓口の充実・・・・・・・・・・ 25
      - (ウ) 地域の連携による情報提供・相談体制の強化・・・・・・・・・・ 25
    - イ 日本語教育の推進
      - (ア) 日本語学習環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
      - (イ) 日本語教育人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - (2) 地域住民の意識啓発と外国人住民の社会参画支援
    - ア 多文化共生の意識啓発・醸成
      - (ア) 県民に対する多文化共生の意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
      - (イ) 多文化共生の場づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
      - (ウ) 互いの顔が見える関係づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
    - イ 外国人住民の社会参画
      - (ア) 外国人住民の意見を施策に反映させる仕組みの導入・・・・・・・・ 27
      - (イ) 外国人住民の地域社会への参画促進と地域社会の担い手としての活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
      - (ウ) 地域社会に貢献する外国人住民の表彰・・・・・・・・・・・・ 27
  - (3) 外国人住民への生活支援

ア	外国人（もしくは日本語指導を必要とする）児童生徒の教育機会の確保	27
イ	働きやすい職場環境づくりの促進	28
ウ	外国人住民の災害時の支援体制の整備	
	（ア）外国人住民に関する防災対策の推進	28
	（イ）外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用と体制整備	28
エ	外国人住民への医療・保健・福祉サービスの提供	28
オ	留学生に対する支援	
	（ア）留学生に対する生活支援	29
	（イ）留学生に対する就職支援	29
カ	感染症流行時における対応	
	（ア）感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応	29
	（イ）感染症対策における外国人の人権への配慮	29

## 2 お互いを学び理解する地球市民の育成

### （1）多様なネットワークをいかした国際交流の推進

ア	留学生や国際交流員、外国人コミュニティ、在外県人会との連携	31
イ	長年交流を重ねてきた中国、カナダ、ニュージーランドなどとの交流や 東京オリンピック・パラリンピックを契機とする交流の推進	31

### （2）外国人住民との連携・協力による地域活性化の推進

ア	外国人住民の視点や知見をいかした取組の促進	32
イ	国際化が進む地域社会の担い手としてのグローバル人材の育成	
	（ア）グローバル人材の育成	32
	（イ）国際理解教育の推進	32
	（ウ）地域社会の担い手として将来を担う若者と海外との交流の推進	32
ウ	外国人住民と連携・協力した地域活性化の推進	33

### （3）ふくしまの知見をいかした国際貢献

ア	本県の復興へのプロセスを共有することによる国際貢献	
	（ア）国内外への情報発信	33
	（イ）国際関連事業への対応	33

## 3 ふくしまに誇りを持ち世界に挑み続ける

### （1）世界の英知を活用した産業の振興

ア	世界各国との経済面での連携強化	
	（ア）関係機関との連携	34
	（イ）外国人材の活用	34
イ	再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療機器関連産業など	

の先端産業における海外への販路拡大と海外からの投資の促進	
(ア) 再生可能エネルギー関連産業	34
(イ) ロボット関連産業	34
(ウ) 医療機器関連産業	34
(エ) 航空宇宙関連産業	35
(オ) 知的財産戦略	35
(2) 東日本大震災・原子力災害による風評払拭と輸入規制緩和・解除、インバウ ンドの推進	
ア 風評の払拭と輸入規制の緩和・解除	35
イ 県産品に関する既存マーケットの販路維持と新たなマーケットの開拓	
(ア) 海外販路の開拓・拡大	35
(イ) 海外展開に関心のある事業者への支援	36
ウ インバウンドの推進	
(ア) プロモーション活動の実施	36
(イ) SNS等を活用した継続的な情報発信	36
(ウ) 外国人目線による環境整備	37
(エ) 広域周遊の促進	37
(オ) 空港の利便性向上	37
エ 世界的に加速する経済・社会のデジタル化への対応	37
オ 国際会議等の誘致を通じた風評の払拭	37

## 第5章 プランの推進体制

1 各主体の役割	
(1) 県	39
(2) 市町村	39
(3) 地域の国際交流協会	39
(4) NPO等外国人支援団体	40
(5) 県民、企業、教育機関	40
2 進捗管理及び見直し	41

### 〈資料〉

「ふくしま国際施策推進プラン」改定に係る有識者会議委員一覧	42
「ふくしま国際施策推進プラン」改定に係る検討経過	43

# 第1章 はじめに

## 1 改定の趣旨

福島県では、平成25年（2013年）3月に「ふくしま国際施策推進プラン」を策定して、平成32年度（令和2年度）までの8年間に取り組むべき施策を定め、国際化に向けた取組を実施してきました。（注<sup>1</sup>）

この間、東日本大震災からの復興の状況を始め、本県を取り巻く社会経済情勢も大きく変化してきていることから、改定を行います。

## 2 計画の位置付け

福島県総合計画の部門別計画として位置付け、国の施策も踏まえながら本県の国際施策に関する取組の方向性を定めます。

県総合計画の理念に即して、国際化における基本方向などを具現化していきます。

## 3 計画の期間

令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度）までとします。

なお、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

---

（注<sup>1</sup>） 県の最上位計画である総合計画について、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、新たな総合計画の策定期間が延期されたことに伴い、本プランの計画期間を令和3年度（2021年度）まで1年延長しました。

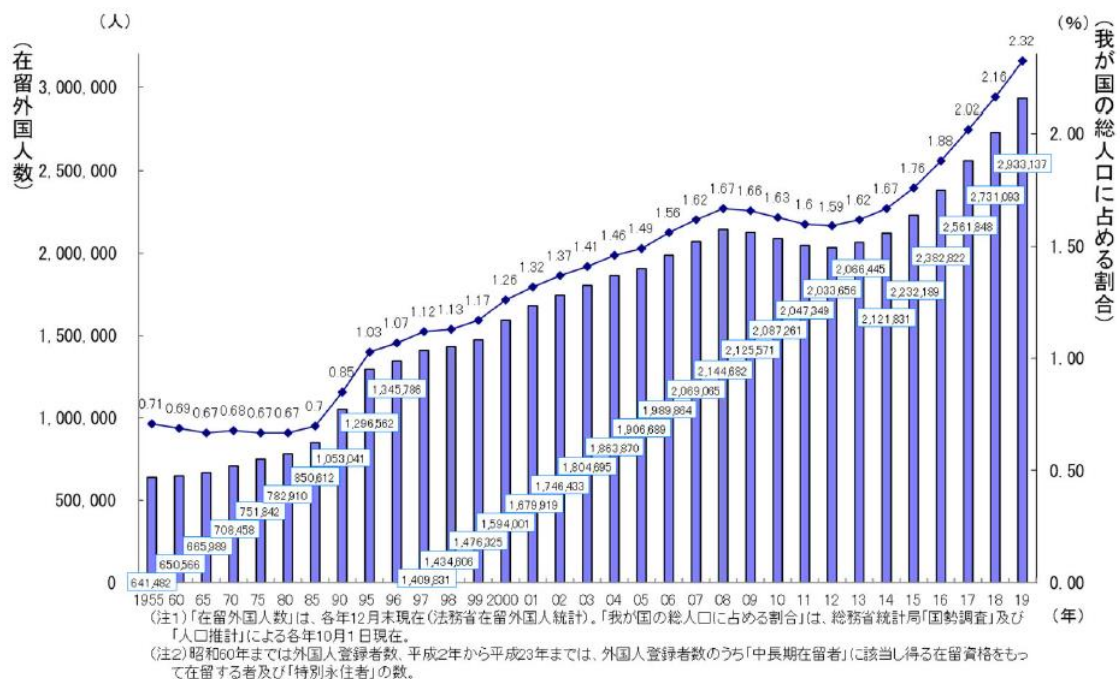
## 第2章 現状と課題

### 1 我が国の現状

#### (1) 外国人住民の増加・多国籍化

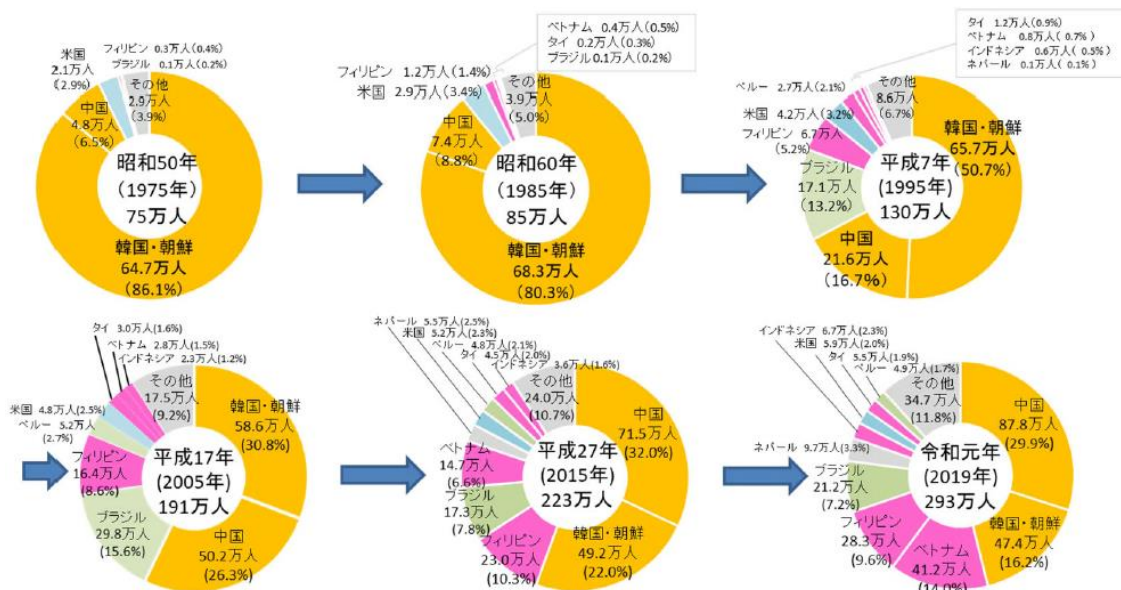
国（総務省）が開催した「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書（令和2年8月）によると、我が国の在留外国人は、人数が増加しているとともに、多国籍化しています。また、近年、地方においても、全ての都道府県に加え、市区町村の人口規模別の外国人人口についても、全ての人口規模において増加しています。

#### 【在留外国人数の推移】





## 【在留外国人の国籍・地域別内訳の推移】



出典：法務省「在留外国人統計」

## 【都道府県別外国人人口の推移】

都道府県	平成26年(2014年)			平成31年(2019年)			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	平成26年(2014年)			平成31年(2019年)			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	人口	外国人人口 (A)	割合	人口	外国人人口 (B)	割合				人口	外国人人口 (A)	割合	人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,463,045	21,966	0.4%	5,304,413	36,061	0.7%	14,095	+64%	滋賀県	1,421,779	23,824	1.7%	1,420,080	29,274	2.1%	5,450	+23%
青森県	1,367,858	3,895	0.3%	1,292,709	5,680	0.4%	1,785	+46%	京都府	2,585,904	51,337	2.0%	2,555,068	60,145	2.4%	8,808	+17%
岩手県	1,311,367	5,377	0.4%	1,250,142	7,130	0.6%	1,753	+33%	大阪府	8,878,694	200,180	2.3%	8,848,998	235,977	2.7%	35,797	+18%
宮城県	2,329,439	14,930	0.6%	2,303,098	21,183	0.9%	6,253	+42%	兵庫県	5,655,361	94,983	1.7%	5,570,618	108,302	1.9%	13,319	+14%
秋田県	1,070,226	3,688	0.3%	1,000,223	3,931	0.4%	243	+7%	奈良県	1,403,034	10,841	0.8%	1,362,781	12,516	0.9%	1,675	+15%
山形県	1,151,318	6,030	0.5%	1,095,383	7,258	0.7%	1,228	+20%	和歌山県	1,012,236	5,781	0.6%	964,598	6,543	0.7%	762	+13%
福島県	1,976,096	9,502	0.5%	1,901,053	14,047	0.7%	4,545	+48%	鳥取県	587,067	3,793	0.6%	566,052	4,607	0.8%	814	+21%
茨城県	2,993,638	49,574	1.7%	2,936,184	65,001	2.2%	15,427	+31%	島根県	711,364	5,300	0.7%	686,126	8,875	1.3%	3,575	+67%
栃木県	2,010,272	29,858	1.5%	1,976,121	40,658	2.1%	10,800	+36%	岡山県	1,945,208	20,666	1.1%	1,911,722	27,796	1.5%	7,130	+35%
群馬県	2,019,687	40,593	2.0%	1,981,202	56,597	2.9%	16,004	+39%	広島県	2,876,300	37,777	1.3%	2,838,632	51,546	1.8%	13,769	+36%
埼玉県	7,288,848	120,232	1.6%	7,377,288	177,095	2.4%	56,863	+47%	山口県	1,443,146	13,178	0.9%	1,383,079	16,257	1.2%	3,079	+23%
千葉県	6,247,860	106,357	1.7%	6,311,190	153,505	2.4%	47,148	+44%	徳島県	782,342	4,888	0.6%	750,519	5,998	0.8%	1,110	+23%
東京都	13,202,037	394,410	3.0%	13,740,732	551,683	4.0%	157,273	+40%	香川県	1,010,028	8,361	0.8%	987,336	12,467	1.3%	4,106	+49%
神奈川県	9,100,606	160,605	1.8%	9,189,521	212,567	2.3%	51,962	+32%	愛媛県	1,436,527	8,661	0.6%	1,381,761	11,908	0.9%	3,247	+37%
新潟県	2,354,872	12,965	0.6%	2,259,309	16,792	0.7%	3,827	+30%	高知県	754,275	3,348	0.4%	717,480	4,474	0.6%	1,126	+34%
富山県	1,091,612	12,920	1.2%	1,063,293	18,262	1.7%	5,342	+41%	福岡県	5,118,813	55,272	1.1%	5,131,305	76,127	1.5%	20,855	+38%
石川県	1,163,380	10,431	0.9%	1,145,948	15,211	1.3%	4,780	+46%	佐賀県	852,285	4,245	0.5%	828,781	6,338	0.8%	2,093	+49%
福井県	808,229	11,163	1.4%	786,503	14,656	1.9%	3,493	+31%	長崎県	1,424,533	7,683	0.5%	1,365,391	10,168	0.7%	2,485	+32%
山梨県	861,615	13,323	1.5%	832,769	15,704	1.9%	2,381	+18%	熊本県	1,825,686	9,410	0.5%	1,780,079	15,311	0.9%	5,901	+63%
長野県	2,160,814	29,929	1.4%	2,101,891	35,478	1.7%	5,549	+19%	大分県	1,197,854	9,699	0.8%	1,160,218	12,770	1.1%	3,071	+32%
岐阜県	2,098,176	43,474	2.1%	2,044,114	53,516	2.6%	10,042	+23%	宮崎県	1,142,486	4,173	0.4%	1,103,755	6,462	0.6%	2,289	+55%
静岡県	3,803,481	71,561	1.9%	3,726,537	89,341	2.4%	17,780	+25%	鹿児島県	1,702,791	6,362	0.4%	1,643,437	10,339	0.6%	3,977	+63%
愛知県	7,478,606	189,664	2.5%	7,565,309	253,508	3.4%	63,844	+34%	沖縄県	1,448,358	9,886	0.7%	1,476,178	17,492	1.2%	7,606	+77%
三重県	1,868,860	41,284	2.2%	1,824,637	50,643	2.8%	9,359	+23%	全国合計	128,438,013	2,003,379	1.6%	127,443,563	2,667,199	2.1%	14,123	+33%

(注1) 総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。  
 (注2) 外国人人口の増加数又は増加率が全国平均を超える地方公共団体を着色。

## 【市町村人口規模別の外国人人口の推移】

市区町村人口規模別区分	平成 26 年(2014 年)	令和元年(2019 年)
町村(人口1万人未満)	1.8 万人	2.8 万人(+53.1%)
町村(人口1万人以上)	8.1 万人	11.4 万人(+41.1%)
小都市(人口 10 万人未満)	29.5 万人	40.1 万人(+35.9%)
中都市(人口 10 万人以上)	67.7 万人	93.7 万人(+38.5%)
特例市	10.1 万人	13.0 万人(+28.5%)
中核市	28.3 万人	36.8 万人(+30.0%)
指定都市	54.8 万人	68.9 万人(+25.7%)
計	200.3 万人	266.7 万人(+33.1%)

(備考)1.総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。

2.括弧内は平成 26 年(2014 年)比。

[以上、「多文化共生の推進に関する研究会」報告書(令和 2 年 8 月) 関連図表]

## (2) 入国管理制度の改正等

外国人住民の増加については、入国管理などの制度改正も大きな影響を与えています。

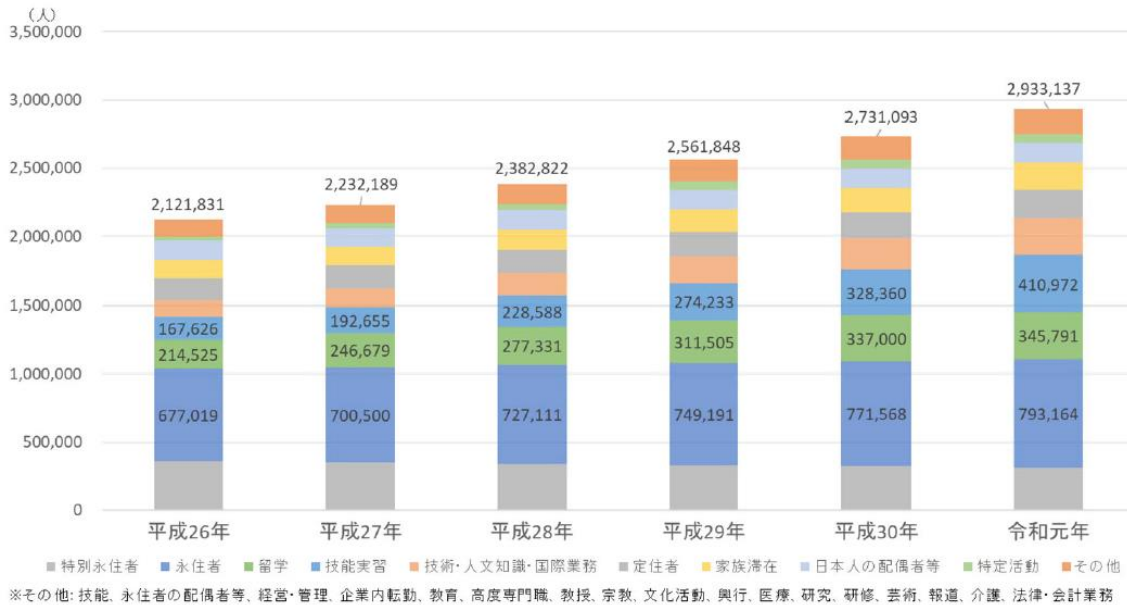
近年、「技能実習制度」による外国人住民が大きく増加しており、この元となる在留資格「技能実習」は、平成 22 年(2010 年) 7 月に創設されました。

その後、この制度では、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されたほか、平成 29 年(2017 年) 11 月には、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設けるなどの改正が行われました。

平成 31 年(2019 年) 4 月には、深刻化する人材不足を踏まえ、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、在留資格として「特定技能」が創設されました。

一方、平成 24 年(2012 年) 7 月には、中長期在留者に対して在留カードを交付し、在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握を行う新たな在留管理制度が導入されました。これに併せて、外国人住民を住民基本台帳の適用対象にすることや、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政手続きの合理化を目的とする制度改正が施行されました。

## 【在留資格等別在留外国人数の推移】



〔「多文化共生の推進に関する研究会」報告書（令和2年8月）〕

### （3）日本語教育ニーズの高まり

我が国の外国人住民の増加に伴い、日本語学習者層の拡大と多様化が進むなど、日本語教育へのニーズも高まっています。こうした状況を受け、令和元年度（2019年度）には、日本語教育環境の整備に向けて、「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が公布・施行されました。

令和2年（2020年）6月には、この法律に基づき「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が定められ、国や地方公共団体、事業主等において、この方針に対応した日本語教育の推進に関する取組が求められています。

### （4）多様性と包摂性のある社会の実現

平成27年（2015年）9月に行われた国連総会において、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択さ

れました。政府は、「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定、令和元年12月20日改定）において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の1つとしています。

また、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は、SDGsの基本的理念であり、政府が優先課題に取り組む際、主要原則の1つとして、分野を問わず適用することとしています。

## 【持続可能な開発目標（SDGs）】



**普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動

**包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」

**参画型** 全てのステークホルダーが役割を

**統合性** 社会・経済・環境に統合的に取り組む

**透明性** 定期的にフォローアップ

## (5) デジタル化の進展

世界的に急速なデジタル革命（第4次産業革命）が進む中、AI（注<sup>2</sup>）・ロボットによる自動化、IoT（注<sup>3</sup>）技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されています。

特に、保有が進むスマートフォンを活用した音声翻訳アプリなどの新たなサービスの普及が進展しつつあります。

## (6) 自然災害の激甚化、新型感染症の影響

近年、1時間降水量50mm以上の短時間強雨が頻発するなど、気象災害が激甚化しているとともに、気候変動に伴い、こうした気象災害が今後さらに増加することが予測されています。

こうした中、国は、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書を作成し、スマートフォンアプリ「safety tips」へ反映するなど、防災・気象情報の多言語化を推進しています。

また、世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は広範で長期にわたることが見込まれています。政府は、感染症が収束したポストコロナ時代を見据えて、多様性をいかすことにより、感染症がもたらす様々なリスクへの強靭性を高めながら、「我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワー」をいかした「新たな日常」の構築を通じて、誰一人取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長の実現を目指す方針を示しています。

このような中、新型コロナウイルス感染症への対応として、国、地方公共団体、地域の国際交流協会、NHK（NHK WORLD-JAPAN）、NPO等では、多言語での情報発信等を行っています。

---

(注<sup>2</sup>) AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。

(注<sup>3</sup>) IoT：Internet of Things の略。モノのインターネット。住宅、車、家電製品など様々なモノがインターネットに接続されること。

## (7) 多文化共生(注<sup>4</sup>)施策の動き

政府は、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため『生活者としての外国人』に関する総合的対応策(平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定)を策定しました。

また、政府は、「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和3年6月15日改訂)を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援、③ライフステージ・生活シーンに応じた支援、④非常時における外国人向けセーフティネット・支援等、⑤外国人材の円滑かつ適正な受入れ、⑥共生社会の基盤としての在留管理体制の構築等の施策を実施することとしています。

---

(注<sup>4</sup>) 多文化共生： 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。

## 2 本県の現状

本県に暮らす外国人住民数は、東日本大震災の影響により大きく減少しましたが、平成 25 年（2013 年）から増加し続け、令和元年（2019 年）12 月 31 日現在では 15,357 人と過去最高を記録しています。

一方、本県の人口は減少が進んでおり、今後、本県が地域の活力を維持していくためには、外国人住民は共に暮らす生活者であり、地域社会の重要な構成員として、一人一人がいきいきと暮らせる社会づくりを進めていくことが必要となります。

また、本県は、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災と原発事故という複合災害や、令和元年東日本台風による洪水被害に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、度重なる困難に直面してきました。

こうした中、自然災害や感染症等のあらゆる危機事象に備えた体制づくりはもとより、困難な状況に屈せず、復興を成し遂げていく「ふくしま」に誇りを持ち、復興へのプロセスを世界に発信していける人材の育成が一層重要となっています。

### （1）外国人住民の増加・多国籍化と人口減少

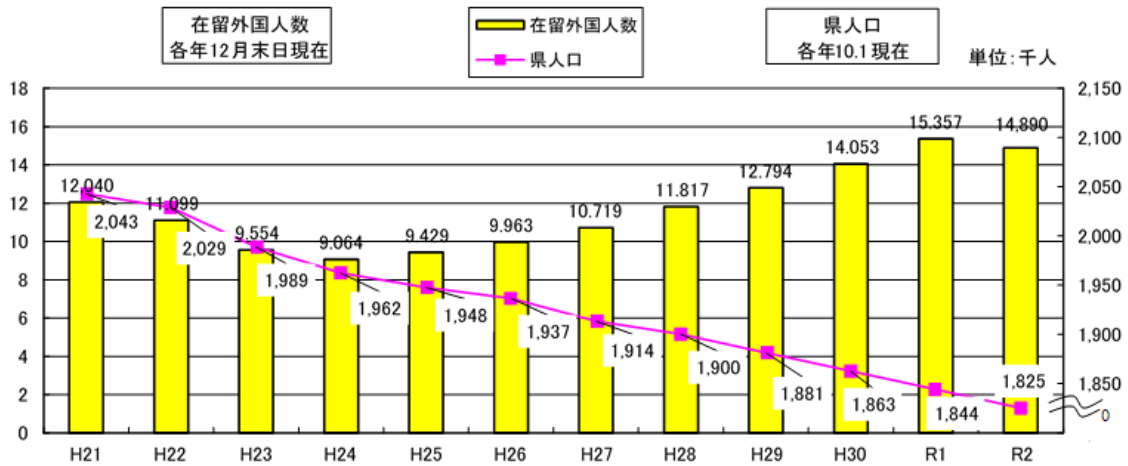
#### ア 県人口と外国人住民数の推移

県人口と外国人住民数の推移を見ると、県人口が減少傾向を示しているのに比べ、外国人住民数は平成 25 年（2013 年）から増加し続け、令和元年（2019 年）には、過去最高の 15,357 人になりました。

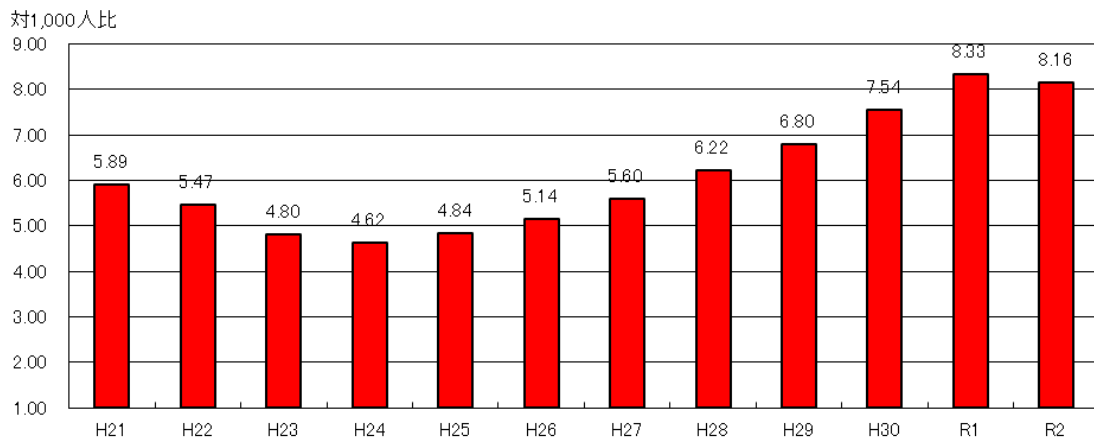
東日本大震災が発生した平成 23 年（2011 年）と令和 2 年（2020 年）を比較すると、外国人住民数の増加率は 55.9%となっています。

また、県人口に占める外国人住民数（対 1,000 人比）は、平成 23 年（2011 年）の 4.80 人から令和 2 年（2020 年）には 8.16 人に増加しています。

## 【県人口と外国人住民数（在留外国人数）の推移】



## 【県人口に対する外国人住民数割合】



[各年12月末日現在（国際課調べ）]

※県人口は各年10月1日現在の福島県の推計人口（統計課調べ）（H22, 27は国勢調査）

※外国人住民：ここでは、県内に住所を有している在留外国人を指している。

※在留外国人：出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって日本に中長期滞在する外国籍の者（3か月以上の在留期間の在留資格を有するなど）

なお、平成24年（2012年）7月9日から新しい在留管理制度に移行したことにより、平成24年（2012年）以降は、住民基本台帳に登録されている在留外国人数を集計している。（平成21～23年（2009～2011年）は、外国人登録法に基づく外国人登録者数を集計している。）

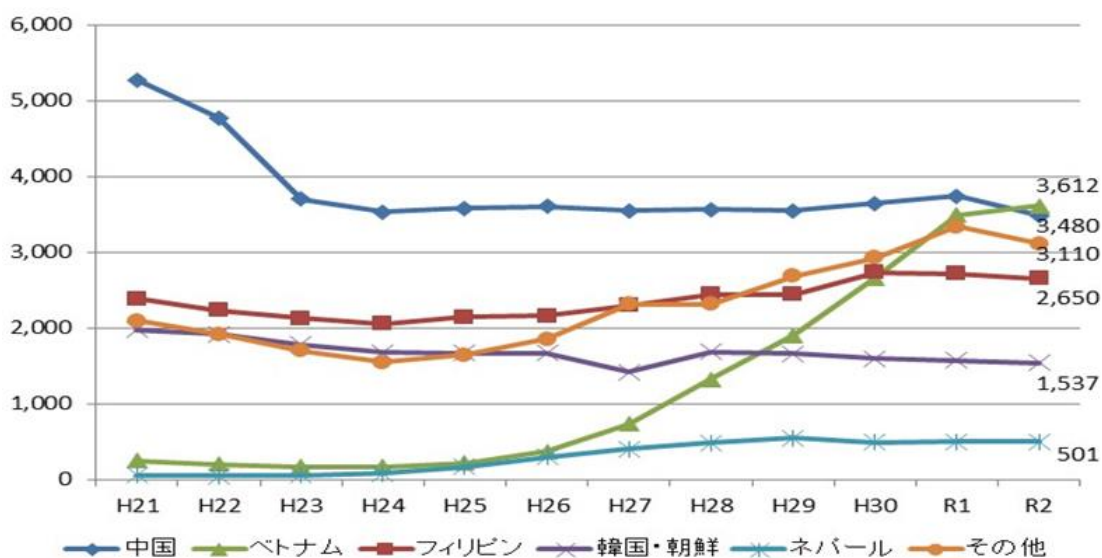


## イ 国籍・地域別の内訳

国籍・地域別人数の上位3か国はベトナム、中国、フィリピンとなっており、この上位3か国の合計は全体の約65%に達します。また、上位3か国以外で100名を超える国籍・地域は、韓国・朝鮮、ネパール、インドネシア、ミャンマー、タイ、米国、ブラジル、パキスタン、インド、台湾、スリランカとなっています。

【国籍・地域別の内訳】

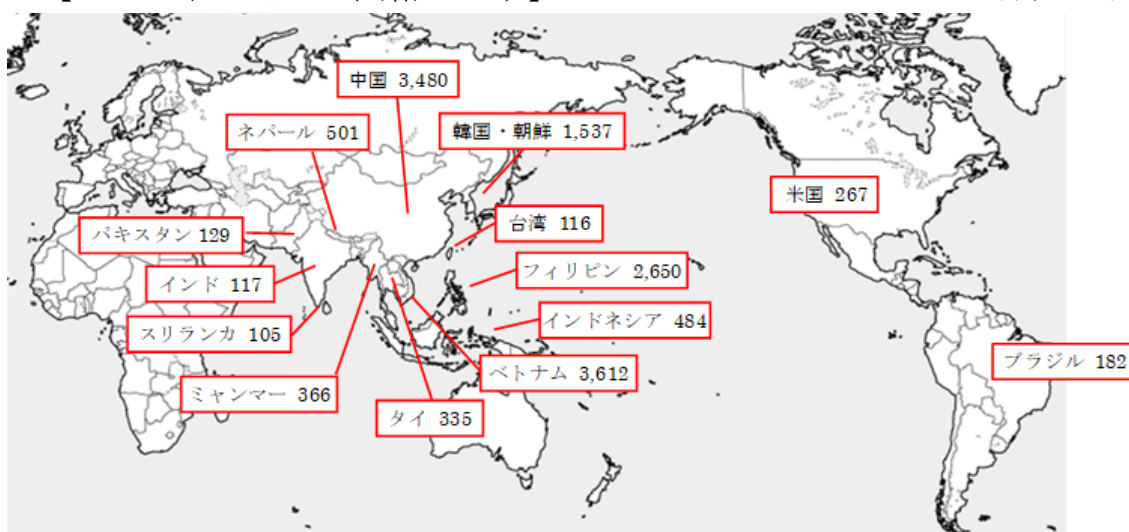
(単位：人)



[各年12月末日現在 (国際課調べ)]

【100名を超える国籍・地域】

(単位：人)

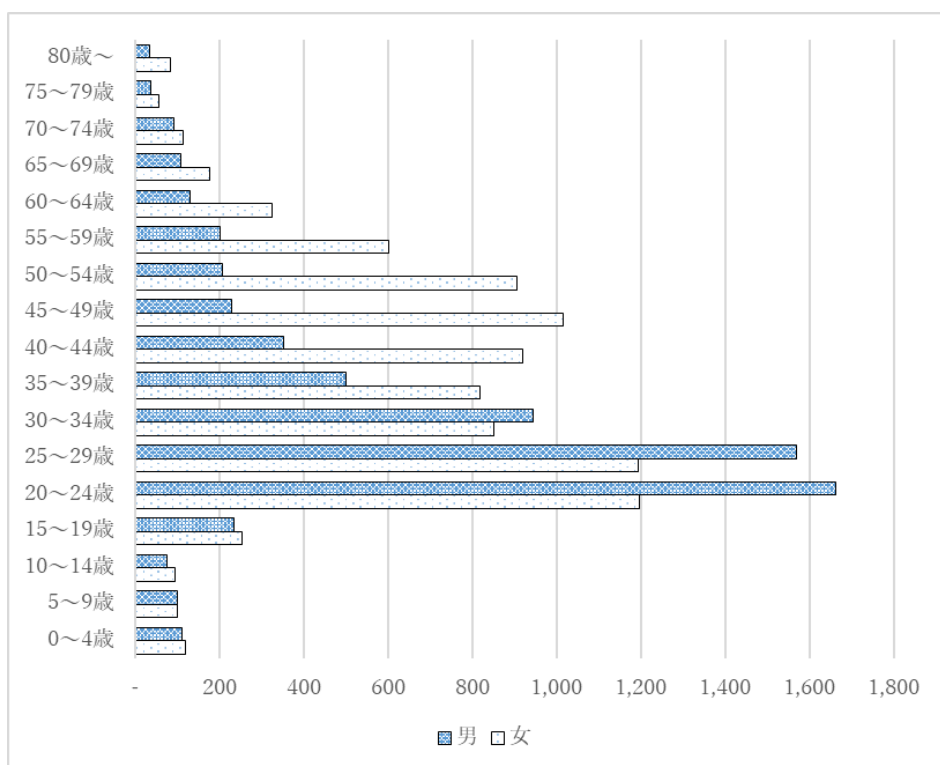


[令和2年12月末日現在 (国際課調べ)]

### ウ 在留外国人の性別年齢別構成

県内在留外国人の年齢別構成については、男女ともに20代の人  
数が多く、また、30代後半～60代前半については男性に比べ女性  
の数が著しく多くなっています。

#### 【在留外国人の年齢と性別】

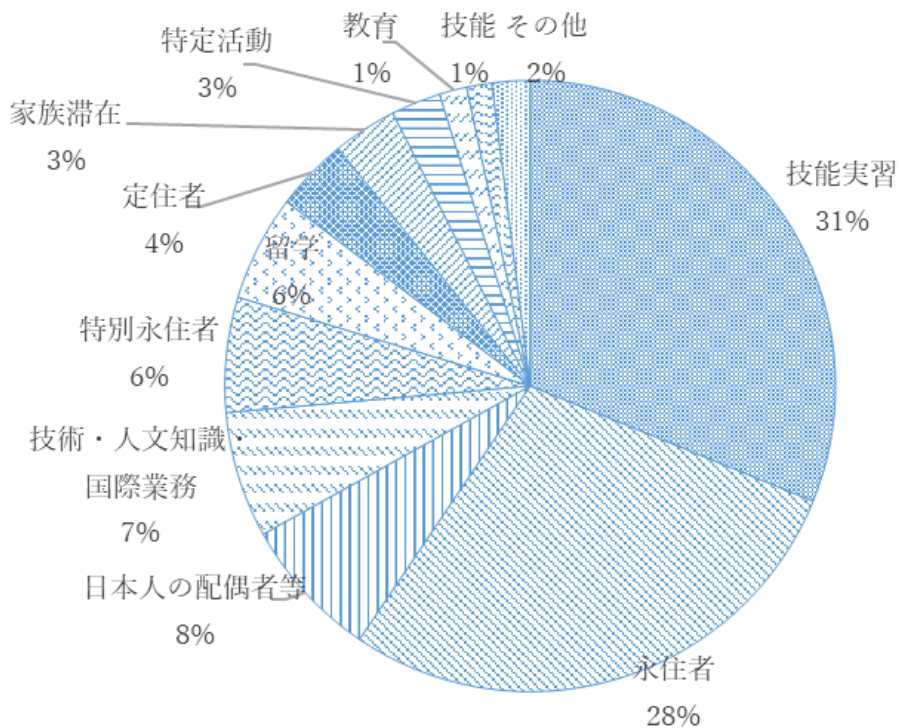


[令和2年6月30日現在 在留外国人統計（法務省、令和2年12月11日公表）]

### エ 在留外国人の在留資格別割合

県内在留外国人の在留資格は、「技能実習」が31%となっており、  
最も多くなっています。

【在留外国人の在留資格別割合】



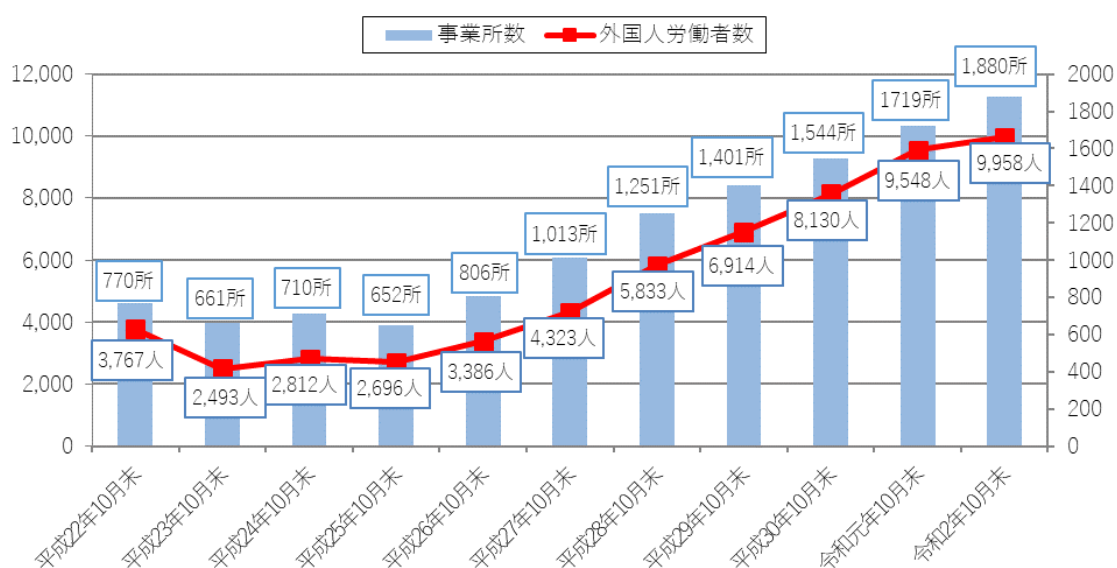
在留資格	人数
技能実習	4,801
永住者	4,360
日本人の配偶者等	1,156
技術・人文知識・国際業務	1,027
特別永住者	938
留学	864
定住者	596
家族滞在	525
特定活動	405
教育	224
技能	206
その他	309
合計	15,411

〔令和2年6月30日現在 在留外国人統計（法務省、令和2年12月11日公表）〕

## オ 外国人を雇用している事業所数と外国人労働者数

外国人を雇用している事業所数は令和2年（2020年）10月末現在で1,880事業所、外国人労働者数は9,958人となり過去最高を記録するなど、いずれも増加傾向が続いています。

【外国人雇用事業所数と外国人労働者数の推移】



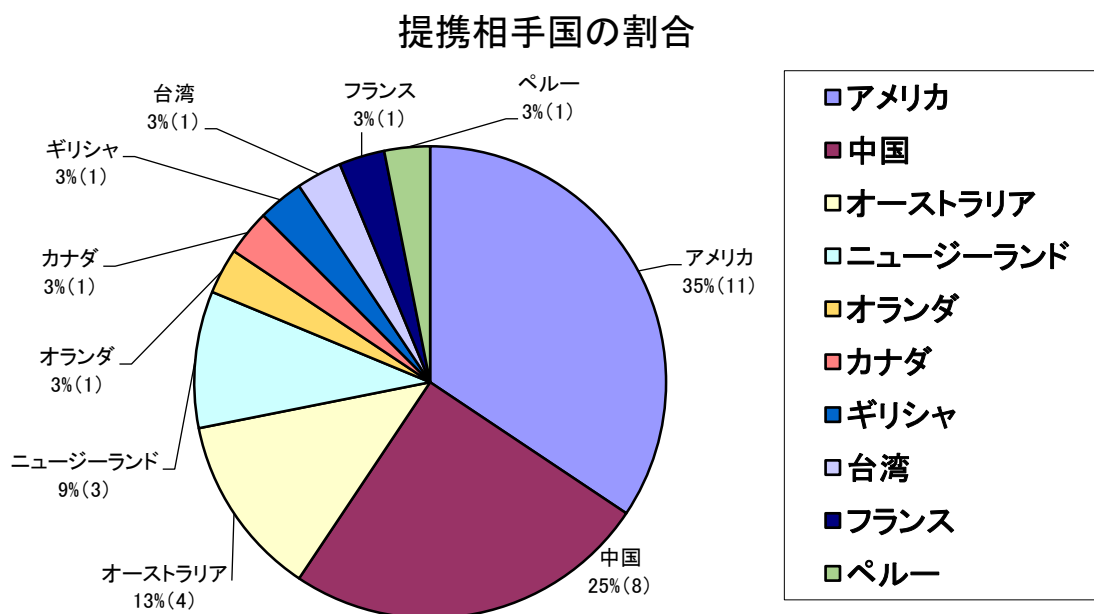
〔各年10月末現在 福島県における「外国人雇用状況」の届出状況

（福島労働局 令和3年1月29日公表）〕

## （2）各国との交流の広がり（姉妹都市交流）

令和2年（2020年）12月末現在、県内における姉妹都市提携数は、23市町村32組となっています。しかし一部市町村では、東日本大震災等の影響を受けて、相互交流が一時的に休止となっています。

## 【県内市町村姉妹都市提携状況】



※( )内は提携相手先数 全32件中

[令和2年12月末日現在 (国際課調べ)]

### (3) 多文化共生施策の動き

本県は、人口減少が進み、人口構成では、生産年齢人口の割合が減り、高齢者が増加しています。

その一方で、外国人住民の数は、震災以降、これまで増加傾向にあり、また、永住者も緩やかに増えてきています。

こうした状況の中、県や市町村、地域の国際交流協会では、外国人住民も社会を構成する一員として、その自立を支援するとともに、地域社会への参画を促進するため、日本語学習の支援や、多言語による相談窓口の拡充、防災講座の開催など、多文化共生社会に向けた様々な取組が見られるようになってきています。

### (4) 貿易及び外国人観光客の動向

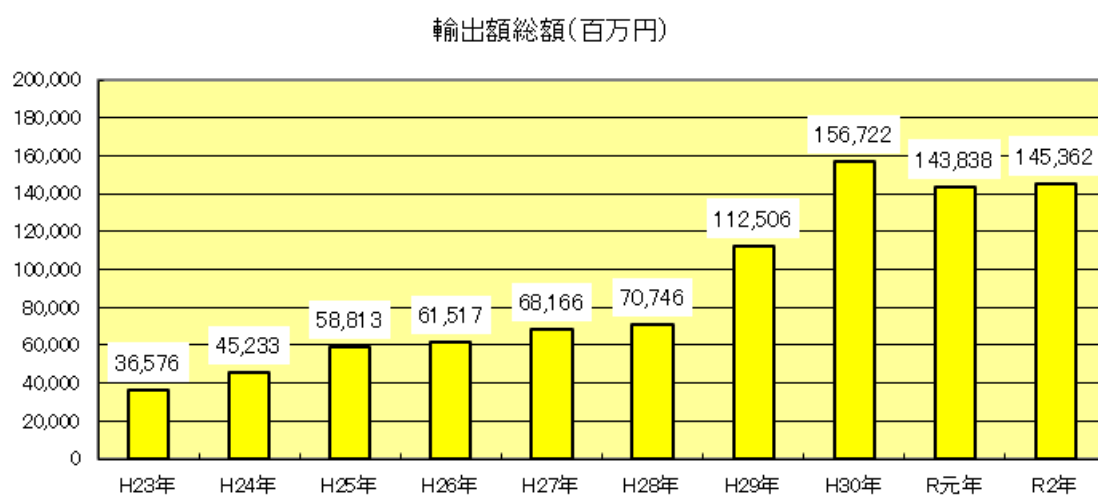
#### ア 貿易

本県の貿易は、輸出入合計額が平成30年(2018年)には6,805億円と過去最高を記録しましたが、令和2年(2020年)には5,982億円(前年比6.7%減)となり、2年連続の減少となりました。

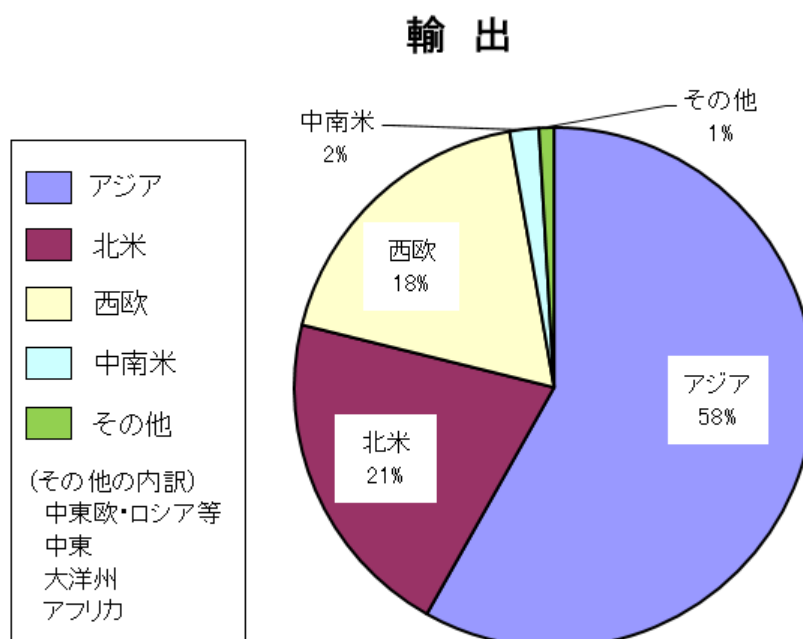
## (ア) 輸出

輸出は1,454億円（前年比1.1%増）となり、2年ぶりの増加となりました。増加要因となった主な品目は、医薬品、電池、船舶類です。輸出主要国は、中華人民共和国（655億円）、アメリカ合衆国（301億円）、英国（254億円）の順でした。

### 【輸出額の推移】



### 【福島県の輸出の地域別割合】

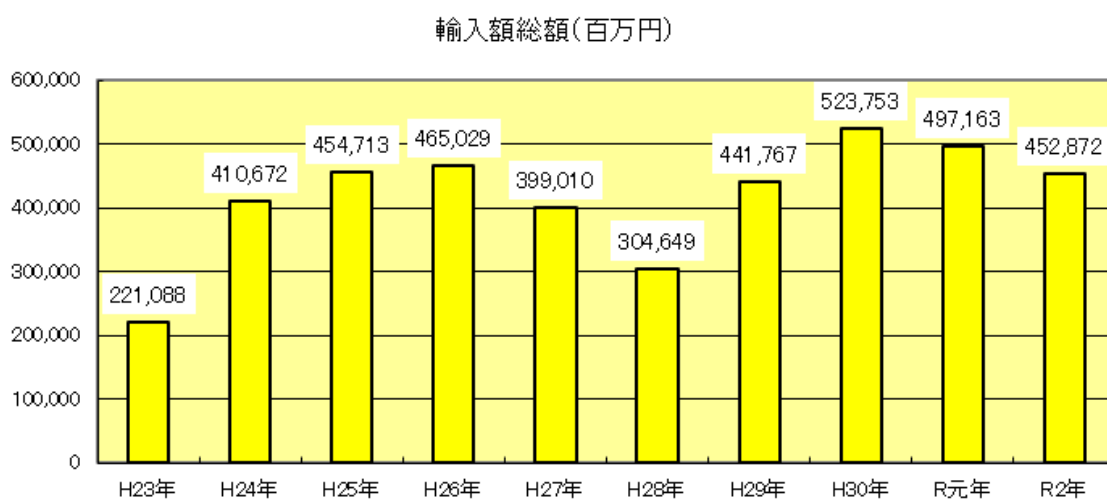


〔小名浜税関支署「令和2年福島県貿易概況」に基づき、国際課作成〕

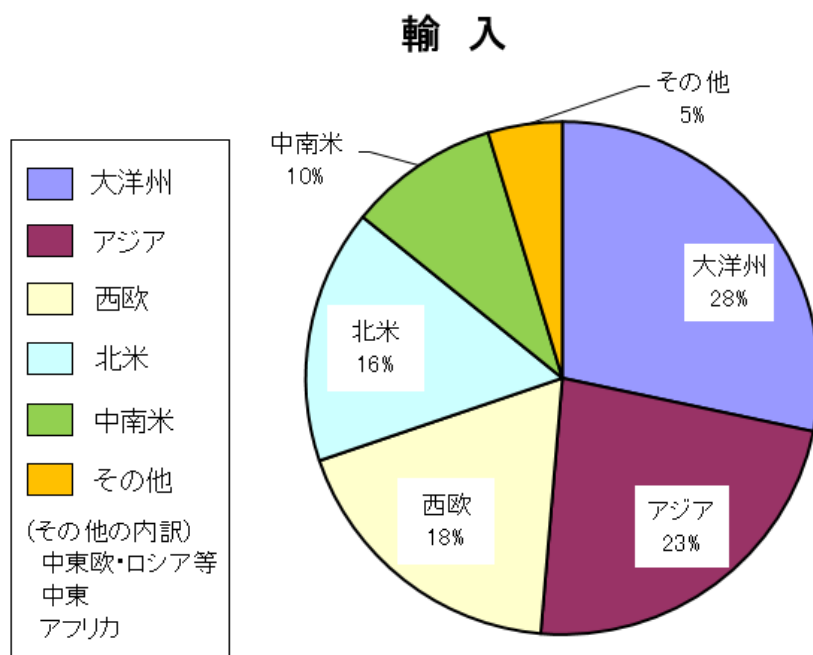
## (イ) 輸入

輸入は4,529億円（前年比8.9%減）となり、2年連続の減少となりました。輸入減少の要因となった主な品目は、石炭、無機化合物、石油製品でした。輸入主要国は、オーストラリア（1,047億円）、ベルギー（819億円）、カナダ（396億円）の順でした。

### 【輸入額の推移】



### 【福島県の輸入の地域別割合】



〔小名浜税関支署「令和2年福島県貿易概況」に基づき、国際課作成〕

### (ウ) 県産品の海外輸出

東日本大震災及び原子力災害から 10 年余が経過し、これまでの様々な取組により、本県産食品に対する輸入規制は多くの国と地域で撤廃されています。

しかしながら、令和 3 年（2021 年）9 月末現在、14 の国・地域において輸入規制が続いています。

#### 【主な県産品の海外輸出等】

年 度	概 要
平成 24 年度	タイへ震災後初となる県産品（桃・リンゴ・日本酒）の輸出が実現
	米国への県産牛肉の輸出再開（その後も継続）
平成 25 年度	マレーシアへの県産品（桃・リンゴ・日本酒）の輸出開始
平成 26 年度	インドネシア及びシンガポールへの桃「あかつき」の輸出開始
平成 27 年度	マレーシアへの米の輸出開始
平成 28 年度	タイ向けに C A コンテナによる海上輸送が実現
平成 29 年度	ベトナムへ梨を初めて輸出
	マレーシアの現地輸入会社と米の年間輸出目標を 100 t とする合意
平成 30 年度	カンボジアへ桃を初めて輸出
	タイにおいて桃の P R を目的としたサッカー親善交流試合「F u k u s h i m a P e a c h M a t c h」を開催
令和元年度	米国・ニューヨークに「ふくしまの酒専用コーナー」を設置
	県産農産物輸出量が 3 年連続過去最高を更新
	タイ及びインドネシア向けの桃の輸出量シェアが 4 年連続で日本一
	タイとマレーシアに「あんぼ柿」を震災後、初めて輸出
令和 2 年度	シンガポールにおいて桃の販売プロモーションを実施
	米国・西海岸サンフランシスコにおいて県産酒のプロモーションを実施



## イ 本県における外国人観光客

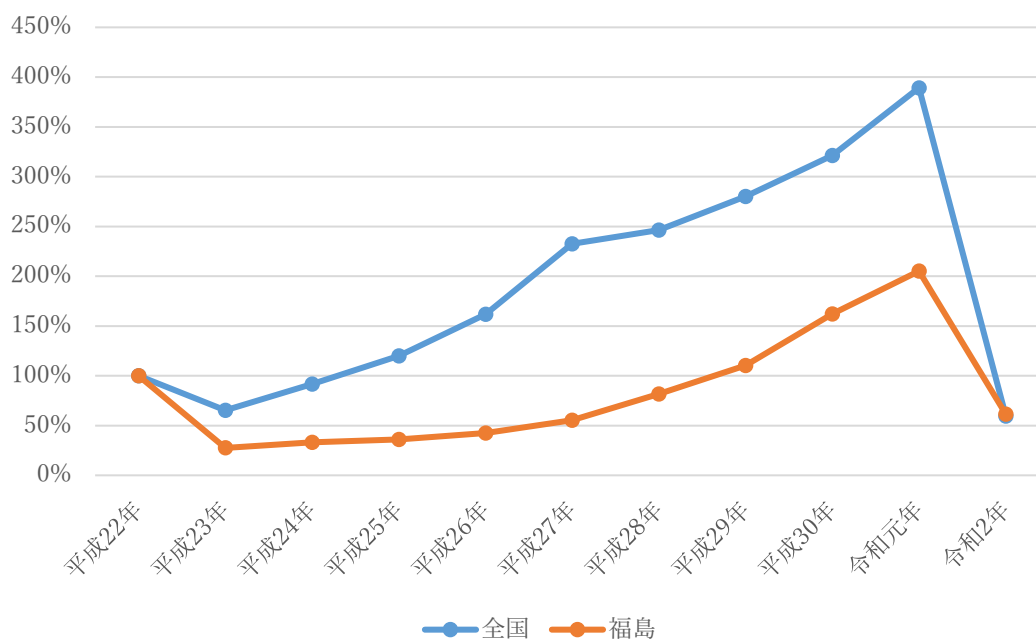
本県における外国人宿泊者数（延べ人数）は、東日本大震災及び原子力災害のあった平成23年（2011年）以降、回復を続け、令和元年（2019年）には178,810人となり、震災前を含め過去最多となりました。

しかし、本県は外国人宿泊者数の伸び率が全国と比べ低い水準となっています。

また、国籍別外国人宿泊者数について、近年は、国際チャーター便の運航などにより、台湾、タイ、中国、ベトナム等の宿泊者が増加しています。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人宿泊者数は大きく落ち込みました。

### 【外国人宿泊者数（伸び率：平成22年を100%とした指数）の推移】



(単位：人泊)

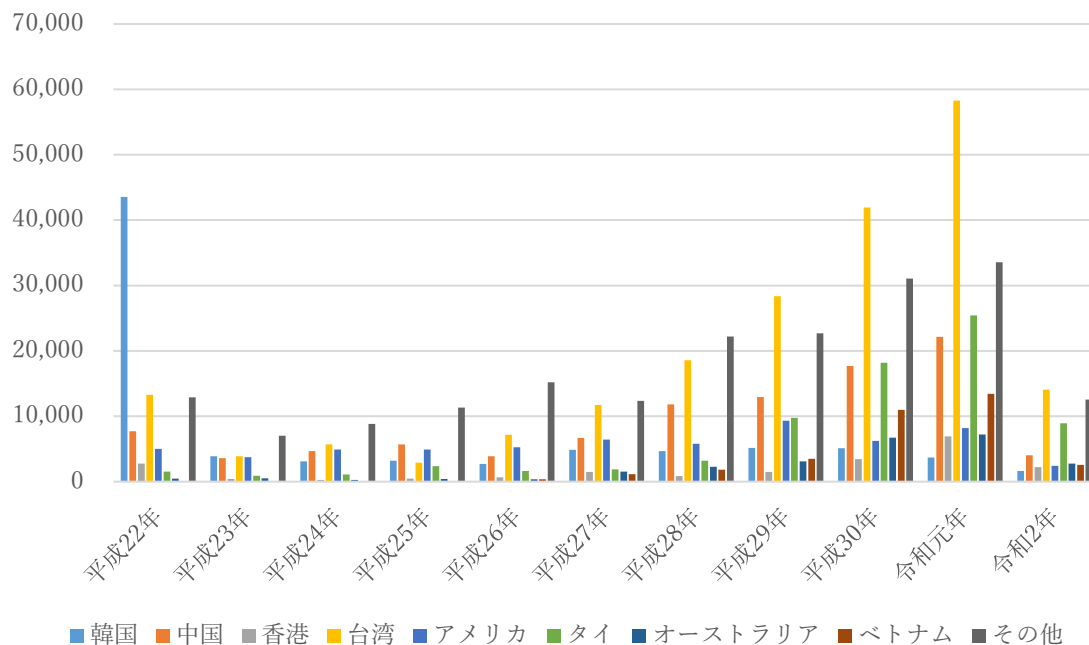
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240
福島	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全国	64,066,730	72,933,660	83,566,460	101,306,450	15,892,610
福島	71,270	96,290	141,350	178,810	51,180

〔観光庁「宿泊旅行統計調査報告」に基づき、国際課作成〕

## 【国籍別外国人宿泊者数の推移】

(単位:人泊)



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
韓国	43,520	3,860	3,080	3,180	2,710	4,850	4,690	5,180	5,120	3,680	1,610
中国	7,690	3,610	4,690	5,720	3,890	6,660	11,840	12,920	17,710	22,170	4,010
香港	2,750	430	280	460	640	1,490	870	1,480	3,430	6,920	2,240
台湾	13,290	3,860	5,690	2,910	7,170	11,740	18,570	28,350	41,930	58,260	14,080
アメリカ	5,000	3,760	4,910	4,910	5,260	6,440	5,790	9,320	6,210	8,180	2,420
タイ	1,540	920	1,080	2,370	1,610	1,860	3,180	9,740	18,190	25,420	8,930
オーストラリア	480	530	280	390	340	1,520	2,280	3,120	6,700	7,210	2,780
ベトナム	0	0	0	50	360	1,160	1,830	3,500	10,990	13,420	2,540
その他	12,900	7,020	8,830	11,310	15,170	12,370	22,220	22,680	31,070	33,550	12,570

[観光庁「宿泊旅行統計調査報告」に基づき、国際課作成]

## 3 課題

### (1) 外国人住民との共生

#### ア 多言語によるコミュニケーション支援

外国人住民が増加し、国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍の状況に応じて、やさしい日本語の使用を含めた多言語による対応が課題となっています。

多言語翻訳技術の高度化と実用化が進んでいる中、スマートフォンのアプリを始めICTを積極的に活用し、多言語対応を図ることが重要です。

増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが求められています。

#### イ 地域住民への多文化共生社会の意識啓発と外国人住民の社会参画支援

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）の制定も踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に努めることが求められています。

ポストコロナ時代の誰一人取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要です。

人口減少・少子高齢化が進む一方で、外国人住民が増加傾向にあることを踏まえ、地域社会において、外国人住民もその担い手の一員となる取組を推進することが重要です。

#### ウ 外国人住民への生活支援

多様な文化を持つ外国人住民が地域の一員として安心して暮らせる社会づくりを進めるため、様々な機関と連携した生活相談のほか、法律や行政手続、労働、在留資格等の専門的な相談にも対応できる体制が求められています。

外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加

する中、外国人の子どもの就学促進や教育環境の整備、子育て及び福祉サービス、医療・保健サービスについて、地域の実情に応じた多言語対応を図ることが重要です。

激甚化する気象災害を始めとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人住民向けの対応を進めることが必要です。

## (2) 人口減少・少子高齢化とグローバル化（注<sup>5</sup>）への対応

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協力を図り、地域を活性化していくことが必要です。

急速に進展するグローバル化に対応し、地域の魅力の効果的な発信や外国人観光客の誘客促進につながる取組など、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが求められます。

令和2年（2020年）の新学習指導要領の実施に伴い、小学校では中学年から外国語活動を導入し、高学年においては英語を「教科」として教えることとしていることから、各学校における環境整備を進めることが必要です。

震災を経験した本県の取組を効果的に世界に発信する担い手を育成するため、英語を学ぶ者のみならず、その指導者を含む全体的な英語力の向上や、グローバル化が進む世界で活躍できる人材育成に取り組む必要があります。

---

### （注<sup>5</sup>） グローバル化

人・もの・資本・情報の流通、経済活動などが地球規模で展開されること。「国際化」という場合、それらの展開の範囲が国境を越える場合である（二国間から世界規模までを含む）が、「グローバル化」という場合は、二国間の交流などの地球の一部に限られるものではない。「地球規模化」又は「地球化」と訳されることもある。グローブとは地球や球の意味。

### (3) 東日本大震災・原子力災害からの風評払拭、輸入規制緩和・解除

震災から 10 年が経過してもなお、風評の影響は今も根強く残っています。このような中、国は、東京電力福島第一原子力発電所において発生している多核種除去設備（ALPS）等処理水を海洋放出する方針を決定したことにより、新たな風評を懸念する声が出ています。

また、時間の経過に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、福島に対する関心や応援意欲が低下するなど風化も進行しています。

これらの問題は依然として県全体を覆う大きな課題となっており、二つの逆風に打ち勝つためには長い期間にわたる継続した取組が必要となっています。

輸入規制については、震災前に多く輸出していた香港・台湾など、令和 3 年（2021 年）9 月末現在で 14 の国・地域において本県産食品への規制が続いており、引き続き、輸入規制解除に向けた国と連携した更なる働き掛けが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外における展示会への出展や関係者の招へい等が難しい中、県産品の更なる輸出拡大に向けて、戦略的な発信や工夫した取組が求められています。

## 第3章 計画の基本目標と基本政策

この計画では、本県の国際化の現状や課題を踏まえ、基本目標を掲げるとともに、おおむね10年後を展望して実現を目指す姿を描き、これに向けて2つの基本政策の下、3つの基本施策を展開します。

### 1 計画の基本目標

「一人一人が自分らしく輝き、世界へ挑む、共に創るふくしま」

### 2 基本政策

#### (1) 多文化共生と地域社会のグローバル化

⇒ 多様性と包摂性のある社会の実現に向け、国籍を問わず、県民がお互いを理解し、安心していきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、海外との様々な交流などを通じて、人材の育成等を図ります。

#### (2) 世界へ挑み続ける

⇒ 東日本大震災による地震・津波、原子力災害とそれに伴う風評という複合災害から復興に向かう「ふくしま」に誇りを持ち、新たな挑戦を続けます。

## 第4章 基本施策

### 1 多様な地域住民同士の連携・共創

#### (1) 多言語によるコミュニケーション支援

##### ア 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

###### (ア) 多言語・やさしい日本語による行政・生活情報の提供

行政・生活情報について、多言語（「やさしい日本語」を含む。以下同じ。）での提供を行います。その際、地域の実情に応じて、対応言語を検討します。

行政機関や教育機関等の職員が「やさしい日本語」を学ぶ機会をつくります。

I C Tを活用した電話通訳・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備します。

###### (イ) 多言語による生活相談のための窓口の充実

生活の中で生じる様々な問題に相談できるよう、外国人住民のための生活相談窓口について、（公財）福島県国際交流協会と連携し、S N Sの活用検討を進めるなど、相談体制の充実を図ります。

必要に応じて、市町村にも外国人住民のための生活相談窓口が設置されるよう情報提供や助言等を行い、その取組を促進します。

###### (ウ) 地域の連携による情報提供・相談体制の強化

外国人コミュニティや外国人支援団体、企業や学校等と連携して、情報提供を行うとともに、外国人住民と地域住民が共に地域社会で安心していきいきと暮らせるよう、お互いの文化や習慣の違い、地域で生活する上でのルール等について理解を深める取組を促進します。

法律や行政手続、労働、在留資格等の専門相談の対応を進めます。

## イ 日本語教育の推進

### (ア) 日本語学習環境の整備

日本語の習熟度に違いのある外国人住民の自己実現や社会参画を支援するため、県、市町村、地域の国際交流協会、企業、学校、外国人コミュニティなどと連携し、外国人住民のそれぞれのニーズに対応した日本語学習環境の整備に努めます。

オンラインによる日本語教室の開催など、外国人住民が時間や場所を選ばずに学習できる機会の確保に向けて、ICTの活用を図ります。

### (イ) 日本語教育人材の育成

日本語学習者のニーズに応じ、職業的専門家やボランティアがそれぞれ活躍できる場づくりや、地域における日本語教育人材の育成など、すそ野の拡大に向けた取組を行います。

学校における外国人児童生徒の受入れに当たっては、国（文部科学省）が運営する情報検索サイト「かすたねっと」等に登録されている研修動画や指導教材の活用促進、日本語指導に関わる地域の支援団体との情報共有や事例研究などを通じ、様々な配慮を必要とする外国人児童生徒等への効果的な指導・支援のあり方に関する知見の共有を図ります。

## (2) 地域住民の意識啓発と外国人住民の社会参画支援

### ア 多文化共生の意識啓発・醸成

#### (ア) 県民に対する多文化共生の意識啓発

県民、企業、地域づくり団体等に対して、多様な文化を持つ外国人住民への理解を進めるなど、誰もが暮らしやすい多文化共生の地域づくりに向けた意識啓発を行います。

#### (イ) 多文化共生の場づくり

市町村や地域づくり団体等と連携して、地域住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進します。

#### (ウ) 互いの顔が見える関係づくり

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベント等による地域住民と外国人住民との交流機会を設けることにより、互いに顔が見える関係づくりを促進します。



## イ 外国人住民の社会参画

### (ア) 外国人住民の意見を施策に反映させる仕組みの導入

外国人住民のニーズを多文化共生施策に反映させるため、外国人住民が主要メンバーとなる会議等の仕組みを構築し、参加を促進します。

### (イ) 外国人住民の地域社会への参画促進と地域社会の担い手としての活動支援

市町村や企業、外国人コミュニティ等の関係機関と連携し、互いのネットワークをいかした交流、異文化理解、情報発信、地域活動など、外国人住民の地域社会への参画を促進します。

また、外国人住民がそれぞれの能力を発揮し、地域社会の担い手として活動できる環境づくりに取り組みます。

### (ウ) 地域社会に貢献する外国人住民の表彰

地域社会の構成員として貢献している外国人住民の活動を評価し、周知することで、地域社会の理解や外国人住民の社会参画をより一層促進するため、表彰制度の導入を検討します。

## (3) 外国人住民への生活支援

### ア 外国人（もしくは日本語指導を必要とする）児童生徒の教育機会の確保

日本語教育を必要とする児童生徒を孤立させないため、その状況を把握するとともに、日本語能力に応じ、日本語習熟に向けた個別支援を進めます。

また、地域の国際交流協会やNPO等外国人支援団体などの関係機関と学校が連携・協働した支援体制づくりを促進し、帰国・外国人児童生徒の学校生活への適応支援を行うとともに、児童生徒それぞれの実情に応じたきめ細かな支援体制の整備に取り組む市町村を支援するなど、学びの機会を確保するための取組を県内に普及します。

さらに、帰国・外国人生徒の高等学校で学びたいという希望に応えるため、県立高等学校入学者選抜において、前期選抜の募集定員枠とは別に特別枠を設け、選抜を行います。

## イ 働きやすい職場環境づくりの促進

県内民間事業所の労働時間、休暇制度、賃金制度などの労働条件の実態と動向を把握し、労働施策の基礎資料とするとともに、調査結果を公表することにより、働きやすい職場環境づくりの促進に努めます。

外国人材活用に関する相談窓口の運営やセミナーの実施等により、県内事業所における外国人材活用を支援します。

## ウ 外国人住民の災害時の支援体制の整備

### (ア) 外国人住民に関する防災対策の推進

外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があり、災害時に情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態を回避するため、市町村や（公財）福島県国際交流協会等の関係機関と連携し、平時における防災情報及び災害発生時における災害状況や被災者の生活支援、気象等に関する情報について、多言語で提供します。

ハザードマップ等の活用により、想定される災害リスクや適切な避難行動のあり方について外国人住民の理解を深めるため、市町村、（公財）福島県国際交流協会、外国人コミュニティ等と連携して防災講座を実施するなど、平時からの防災対策を推進します。

また、個人情報に配慮しながら、災害リスクのある区域に居住する外国人住民の把握に努める市町村の取組を支援するとともに、外国人コミュニティ形成支援を通じ、外国人キーパーソンとの連携を強化し、災害時の情報連絡体制の構築に取り組みます。

### (イ) 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用と体制整備

（公財）福島県国際交流協会と連携し、外国人被災者に対してホームページやSNS、紙媒体を活用した多言語による情報提供や市町村の避難所等での通訳支援などを行います。

大規模災害時には、（公財）福島県国際交流協会と連携して災害に関する外国人住民向けの相談等に対応します。

## エ 外国人住民への医療・保健・福祉サービスの提供

地域における多言語対応が可能な病院の情報について、ホームページ等による情報提供を行います。

健康診断や健康相談の実施、子育て・福祉サービスの提供など  
際して、多言語での対応に取り組む市町村を支援します。

## オ 留学生に対する支援

### (ア) 留学生に対する生活支援

留学生の受入れを促進するため、学校等関係機関に対し必要な  
情報を提供します。

多文化共生の地域づくりのキーパーソンとして活躍が期待され  
る留学生と地域住民が交流する場の提供などの支援を行います。

### (イ) 留学生に対する就職支援

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報セン  
ター等の関係機関と連携し、本県で暮らし、本県の実情を知る留  
学生に対し、県内企業等への就職や県内での起業を支援するとと  
もに、留学生の母国など海外と福島の懸け橋となる人材として、  
地域の活性化に資する活躍の場をつくります。

## カ 感染症流行時における対応

### (ア) 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の感染拡大に際し、  
市町村や（公財）福島県国際交流協会等と連携し、ホームページ  
やSNS、紙媒体を活用し、感染症に関する多言語による情報提  
供や相談対応、通訳支援サービスを行う体制を整備します。

### (イ) 感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における取組の実施に当たっては、感染した又は  
その疑いのある外国人住民、そのご家族や同居されている方など、  
関係の方々への人権に配慮することに留意します。

【 指 標 】

項 目	現 況	R12年度
「福島県は外国人にとって暮らしやすい」と回答した外国人住民の割合	—	目標値：80.0%
「やさしい日本語」交流事業参加者数 (累計)	1,711人 (R3. 3. 31時点)	目標値：10,000人
多言語による一元的相談窓口の設置 自治体数	2団体 (R3. 3. 31時点)	(モニタリング指標)
日本語教室の数	34件 (R2. 12. 1時点)	(モニタリング指標)
多文化共生・国際交流活動者数 (累計)	99人 (R3. 3. 31時点)	(モニタリング指標)
国際理解講座の実施回数	28回 (R3. 3. 31時点)	目標値：50回以上
外国人留学生数	658人 (R2. 11. 1時点)	(モニタリング指標)

※ 「やさしい日本語」交流事業参加者数及び多文化共生・国際交流活動者数は、  
(公財) 福島県国際交流協会による関連事業の実績に基づき集計するもの。

## 2 お互いを学び理解する地球市民の育成

### (1) 多様なネットワークをいかした国際交流の推進

ア 留学生や国際交流員、外国人コミュニティ、在外県人会との連携  
市町村や県民に対して、情報提供や活動支援を行うことにより  
様々な国や地域との多様な交流を推進します。

多文化共生の地域づくりのキーパーソンとして活躍が期待される  
留学生と地域住民との交流の場の提供などを通じ、地域住民の国  
際交流を推進します。

JETプログラム(注<sup>6</sup>)で来県する国際交流員や語学指導助手な  
ど、本県で暮らす外国人の日常生活をサポートするとともに、離任  
に当たっては「福島県国際交流親善大使」に任命し、人的ネットワ  
ークをいかした交流を推進します。

県内の外国人コミュニティと連携し、互いの国の理解や交流を促  
進するとともに、SNS等を活用して本県の魅力発信や風評払拭に  
つなげます。

在外県人会を海外における情報発信の拠点と位置付け、現地に根  
付いた会員のネットワークをいかした福島県の魅力発信や交流を  
推進します。また、北米、中南米に移住した県人子弟を県費留学生  
や研修生として受け入れるなどの青少年交流により、交流の懸け橋  
となる人材を育成します。

### イ 長年交流を重ねてきた中国、カナダ、ニュージーランドなどとの 交流や東京オリンピック・パラリンピックを契機とする交流の推進

長年取り組んできた中国、カナダ、ニュージーランドからの国際  
交流員の受入れを継続し、人的ネットワークを活用した交流を引き  
続き推進します。

東日本大震災に際し、各国などから頂いた支援から生まれた新た  
なきずなについて、持続的な友好関係につなげていく国際交流の展  
開を目指します。

---

(注<sup>6</sup>) JETプログラム：語学指導等を行う外国青年招致事業(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略で、外国人青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とする交流について、引き続き、各国・地域の人々や選手などと地域住民との交流促進に取り組むことにより、持続的な国際交流を目指します。

## **(2) 外国人住民との連携・協力による地域活性化の推進**

### **ア 外国人住民の視点や知見をいかした取組の促進**

地域の魅力に係る海外への情報発信、起業、外国人観光客の受入れなど、自らの視点や知見、スキルをいかしながら、地域社会の担い手として主体的に取り組む外国人住民の活躍を促進することで、福島県が海外から魅力的な県として選ばれることを目指します。

### **イ 国際化が進む地域社会の担い手としてのグローバル人材の育成**

#### **(ア) グローバル人材の育成**

J E Tプログラムを始めとした英語教育の強化や国際交流の取組を推進し、小・中・高等学校などにおいて、児童生徒等の語学力向上や異文化への理解を深めることはもとより、実践的なコミュニケーション能力や国際的な視野で物事を考えることのできる能力の向上を図ります。

また、震災を経験した本県の取組を世界に発信できる力を持ったグローバル人材の育成を図ります。

#### **(イ) 国際理解教育の推進**

(公財) 福島県国際交流協会や独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所(J I C A二本松)などの関係機関と連携し、異なる文化や、「やさしい日本語」など、県民の国際理解を深める講座やセミナー等を開催することにより、多文化共生の地域づくりに向けた県民の国際理解教育を推進するとともに、国や地域を越えた地球規模の視野で、平和や環境、貧困などの課題解決に向けた行動を実践できる地球市民の育成を図ります。

#### **(ウ) 地域社会の担い手として将来を担う若者と海外との交流の推進**

市町村と連携し、海外の中・高校生とのオンライン交流や学校訪問受入れを推進します。

## ウ 外国人住民と連携・協力した地域活性化の推進

外国人住民の増加や緩やかな定住の傾向が見られる一方で、人口減少・少子高齢化が進む地域社会において、地域住民が外国人住民と連携・協力して行う各種取組を支援し、地域の活性化を進めます。

### (3) ふくしまの知見をいかした国際貢献

#### ア 本県の復興へのプロセスを共有することによる国際貢献

##### (ア) 国内外への情報発信

東日本大震災及び原子力災害の記録や教訓、復興へ歩み続ける本県の取組を来県する各国要人や外国プレスに紹介するとともに、国際会議等の場を通じて国内外に広く情報発信するなど、本県の現状への理解促進に取り組みます。

また、行政機関等からの情報発信に加え、本県で暮らす外国人住民と協力し、その視点をいかした情報発信をSNS等の活用により効果的に行うなど、風評払拭に向けた取組を進めます。

##### (イ) 国際関連事業への対応

本県の復興の歩みを世界へ効果的に発信するため、国際交流員及び通訳員の配置や職員の海外派遣研修等により、国際関連事業の企画力の向上及びその取組の強化を図ります。

### 【 指 標 】

項 目	現 況	R12年度
J E Tプログラム招致人数 (累計)	3,842人 (R2. 12. 31時点)	(モニタリング指標)
J I C A海外協力隊派遣者数 (累計)	788人 (R2. 12. 31時点)	(モニタリング指標)
市町村姉妹友好都市の提携数	23市町村32組 (R2. 12. 31時点)	(モニタリング指標)
国際理解講座の実施回数 【再掲】	28回 (R3. 3. 31時点)	目標値：50回 以上
M I C E (国際的な会議等) 件数	28件 (R3. 3. 31時点)	目標値：60件 以上

### 3 ふくしまに誇りを持ち世界に挑み続ける

#### (1) 世界の英知を活用した産業の振興

##### ア 世界各国との経済面での連携強化

###### (ア) 関係機関との連携

県上海事務所、ジェトロ福島貿易情報センターを始めとする関係機関等の機能を最大限に活用し、海外の経済動向やニーズ等に関する的確な情報収集・提供を行うとともに、TPP加盟国など海外での商談会出展等への支援を行い、本県企業の取引拡大や海外での事業展開を推進します。

###### (イ) 外国人材の活用

日本人人材と外国人材との垣根のないビジネス・研究開発等の交流や本県の実情を知る留学生の活用を促進するなど、ジェトロ等の関係機関と連携し、県内企業の取組を支援します。

##### イ 再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療機器関連産業などの先端産業における海外への販路拡大と海外からの投資の促進

###### (ア) 再生可能エネルギー関連産業

欧州の再生可能エネルギー先進地との連携覚書締結による強固な信頼関係の下、エネルギー・エージェンシーふくしまと連携を図りながら、展示会の相互出展や共同研究、事業化支援などを通じて、県内企業の海外進出や事業拡大に向けた取組を促進します。

###### (イ) ロボット関連産業

福島ロボットテストフィールドの利活用促進を図るとともに、国内外への情報発信に積極的に取り組み、施設に集まる多くのロボット研究者のニーズに対し、試作や実証を始めとして交通・宿泊・食事など幅広く地域の事業者のビジネスにつながるよう、地元市町村や商工団体との連携を進めます。

###### (ウ) 医療機器関連産業

ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州及びタイ王国と締結している連携強化の覚書に基づき、地域間交流や双方の地域



で行われる医療機器展示会への相互出展など、県内企業等が有する技術・製品を海外に向け広くPRし、ビジネスの機会を創出することで、海外への販路開拓・拡大を支援し、企業の新たな収益確保につなげます。

#### (エ) 航空宇宙関連産業

欧米の航空機製造メーカー若しくは国内航空機部品製造メーカーとの取引拡大を図るため、県内産業企業の認証取得、技術力向上、クラスター体制構築等の支援のほか、国際展示会への出展支援を行うことにより、海外進出を促進します。

#### (オ) 知的財産戦略

県内企業等が有する独自技術について、国内外での知的財産のオープン・クローズ戦略への助言や出願経費の補助など、企業の知的財産戦略の推進を支援します。

### (2) 東日本大震災・原子力災害による風評払拭と輸入規制緩和・解除、インバウンドの推進

#### ア 風評の払拭と輸入規制の緩和・解除

世界の経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、原子力災害による風評の払拭と、県産品の輸入規制の緩和・解除に取り組みます。

風評の払拭と風化の防止を図るため、震災からの復興・再生に挑戦し続ける本県の姿や安全性、観光などの魅力といった正確な情報を海外に向けて積極的に発信していきます。

また、国に対し、トリチウムを始め多核種除去設備（ALPS）等処理水に含まれる放射性物質に関する科学的なデータ、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果など、正確な情報を広く国内外に発信するとともに、関係省庁が一体となって万全な風評対策を講じるよう求めます。

#### イ 県産品に関する既存マーケットの販路維持と新たなマーケットの開拓

##### (ア) 海外販路の開拓・拡大

東日本大震災及び原子力災害以前に主たる輸出先であった東アジア地域において、政府関係者や流通関係者等への働き掛けや、マスコミ、バイヤー等の招へいなどを通じ、本県の安全・安心の

取組を発信しながら輸入規制緩和・解除に向けた取組を行うとともに、震災後に輸出先として展開しているASEAN地域における更なる需要拡大、販路拡大に取り組みます。

#### (イ) 海外展開に関心のある事業者への支援

輸出に関心のある県内事業者の円滑な海外展開に向けて、福島県貿易促進協議会やジェトロを始めとする関係機関と連携し、きめ細かな情報提供や輸出向け有望品目の開拓・ブラッシュアップ、海外バイヤーとの商談機会の提供など、事業者のニーズに対応した幅広い支援を行い、輸出に関心のある県内事業者の円滑な海外展開を図ります。

加工食品等の大型展示会・商談会への出展やビジネスマッチングの支援等により、県内事業者の販路拡大を支援します。

ハラール(注<sup>7</sup>)やコーシャ(注<sup>8</sup>)市場に関心のある県内事業者の輸出促進に向けて、ジェトロを始めとする関係機関と連携し、販路拡大を支援します。

### ウ インバウンドの推進

#### (ア) プロモーション活動の実施

海外からの誘客を促進するため、現地窓口を設置し、正確な情報発信及び国ごとの嗜好に応じた観光プロモーションを行うとともに、現地旅行会社向けのセミナー・商談会、招請事業などを実施し、本県への着実な誘客を進めます。

#### (イ) SNS等を活用した継続的な情報発信

福島の正確な情報と魅力を継続して積極的に伝えることで、認知度(ブランド力)の向上が図られていくことから、フェイスブック等のSNSや動画、多言語ウェブサイトを活用し、情報発信を行うとともに、訴求力のあるインフルエンサーを招き、魅力あ

---

(注<sup>7</sup>) ハラル：イスラム教で「許されている」という意味で食べ物や服装といった物だけでなく、約束、契約、仕事など生活全般の行為も含まれる。ここでは、主にイスラム教で合法とされる食べ物(ハラール認証の対象となる食べ物)に焦点を当てている。

(注<sup>8</sup>) コーシャ：ユダヤ教に則った食べ物に関する規定。食品のみならず、サプリメントや調味料など、人が口にするもの全般にわたる。

る発信を依頼するなど本県の魅力を広く発信し、誘客につなげます。

#### **(ウ) 外国人目線による環境整備**

地域、広域DMO（観光地域づくり法人）と連携し、外国人誘客のための体験プログラムの磨き上げを行うとともに、体験プログラムを多言語ウェブサイトにおいて実際に商品として購入できるよう体制構築を併せて実施し、誘客に結び付く受入体制の整備を図ります。

経済成長を続ける地域からの誘客推進を図るため、多様な宗教・生活習慣への対応など、受入環境の整備を進めます。

#### **(エ) 広域周遊の促進**

東京からアクセスが良いという本県の強みをいかし、東京を起点とした本県への観光周遊コース「ダイヤモンドルート」の認知度向上を図るとともに、広域周遊のモデルコース等コンテンツの充実を図ることで、訪日リピーター層の確保に取り組みます。

#### **(オ) 空港の利便性向上**

台湾、ベトナム、タイとのチャーター便の運航実績を積み重ねるとともに、中国、韓国の根強い風評払拭に向けた本県の正確な情報や魅力の発信、航空会社への働き掛け等を行い、国際定期路線の開設、再開を目指します。

### **エ 世界的に加速する経済・社会のデジタル化への対応**

電子商取引やデジタルを活用したコミュニケーションの普及など、経済・社会のデジタル化が世界規模で急速に加速する中、本県においてもデジタル化に対応した企業・地域等の技術革新や生産性向上、技術継承に取り組みます。

話題性のあるデジタルコンテンツ制作による観光の魅力発信を行います。

### **オ 国際会議等の誘致を通じた風評の払拭**

国や関係機関と連携しながら、駐日外交団や国際機関の本県への招へいを通じて、国際会議の誘致につなげ、本県の正確な情報と魅力を発信することにより、風評の払拭と本県のイメージ向上を図ります。

【 指 標 】

項 目	現 況	R12年度
県内の外国人宿泊者数 (暦年)	51,180人泊 (R2. 12. 31時点)	目標値： 300,000人泊
福島空港利用者数	68,355人 (R3. 3. 31時点)	目標値： 283,000人
(うち国際線利用者数)	0人 (R3. 3. 31時点)	(モニタリング指標)
県産品輸出額	905百万円 (R3. 3. 31時点)	目標値： 2,000百万円
(うち県産農産物の輸出額)	227百万円 (R3. 3. 31時点)	目標値： 300百万円
M I C E (国際的な会議等) 件数 【再掲】	28件 (R3. 3. 31時点)	目標値： 60件以上

## 第5章 プランの推進体制

本プランの実現に向けて、行政、地域の国際交流協会、外国人支援団体等が、それぞれの役割を踏まえて相互に連携を図り、本プランに基づく国際施策を推進します。

### 1 各主体の役割

#### (1) 県

県は、広域自治体として市町村の取組を支援し、多様な主体が実施している国際化の取組や外国人住民のニーズ等の情報収集、広域的な普及啓発など、市町村単独では対応が困難な課題等について取り組むとともに、県内の国際交流や多文化共生に関わる様々な団体の連携・協働を推進します。

#### (2) 市町村

市町村は、外国人住民に最も身近な行政機関であり、国際交流の推進や多文化共生社会の実現に向けた取組において重要な主体です。地域における外国人住民の現状を踏まえつつ、外国人住民を直接支援する主体として、的確に行政サービスを届けることができる体制を整備し、外国人住民が地域の一員として参加・活躍できる地域づくりを推進するとともに、様々なネットワークをいかした国際交流の取組により、地域住民の国際理解や多文化共生意識の促進を図ることが期待されます。

#### (3) 地域の国際交流協会

地域の国際交流協会は、県や市町村と連携し、国際交流や多文化共生社会の推進のために多言語情報の提供、相談事業、交流事業など、各団体が培ってきたノウハウをいかしながら、各地域の課題やニーズに対応した取組を推進することが望まれます。

(公財) 福島県国際交流協会においては、本県における国際化の取組を担う中核的な組織として、蓄積された専門的なノウハウをいかし、県全体の国際交流の推進や多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいくことが期待されます。

#### (4) NPO等外国人支援団体

多文化共生を推進する民間の支援団体は、外国人が抱える課題に対し、それぞれが持つ専門性をいかしたきめ細かい支援を行うとともに、地域活動等への積極的な参加を促す取組など、外国人と地域住民が共に活躍できるようサポートする役割を担うことが期待されます。

#### (5) 県民、企業、教育機関

多文化共生社会の実現には、日本人・外国人共に全ての県民が、国籍・民族・宗教等の違いによる多様性を寛容に受け入れる意識を持ち、様々な交流を通して、多様な文化、価値観、生活習慣等について理解し、尊重することが望まれます。

企業においては、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、外国人留学生や定住外国人の採用・育成に努めるとともに、外国人の文化や習慣を尊重し、その能力を発揮できる環境整備に努めることが求められます。

大学においては、教育・研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めることで、外国人留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対し教育研究や生活に対する適切なサポートを更に充実させていくことが求められます。また、行政や企業との連携・協働により、留学生の地域社会への参画や交流機会の確保、留学生が卒業した後の福島県での就業等を支援し、多文化共生を推進する人材の育成に努めることも期待されます。

小学校、中学校及び高等学校においては、日本語の理解が不十分な児童・生徒に対し、言語面・学習指導面において、適切なサポートを充実させるとともに、英語教育の強化や多様な国際交流の推進により、国際理解と多文化共生意識を醸成し、グローバル人材の育成に取り組むことが求められます。

## 2 進捗管理及び見直し

本プランの推進に当たっては、各施策の取組や指標等の状況に基づいて進捗状況の確認や課題の検証等を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて有識者の意見を聴取し、適宜見直しを行います。

「ふくしま国際施策推進プラン」改定に係る有識者会議委員一覧

	氏名	役職	分野	備考
1	佐野 孝治 (委員長)	福島大学 副学長	学識経験者	
2	井本 亮	福島大学 経済経営学類教授	学識経験者	
3	今野 順夫	(公財) 福島県国際交流協会 理事長	国際交流団体関係者	R3. 6. 14 退任
	小沢 喜仁			R3. 6. 15 就任
4	永島 恭子	(一社) ふくしま多言語フォーラム 理事	日本語教育有識者	
5	中川 明子	日本貿易振興機構 (JETRO) 福島貿易情報センター 所長	経済界関係者	R3. 3. 31 退任
	内場 茂之			R3. 4. 1 就任
6	日下部 之彦	県商工会議所連合会 理事	経済界関係者	
7	何 敏	福島大学 国際交流センター 副センター長	学識経験者、 外国人住民	
8	ブイ・バン・ ホック	福島国際交流事業協同組合 相談役・通訳	外国人住民	
9	ジェシカ・ ハーヴィ	国見町 A L T (外国語指導助手)	外国人住民	



## 「ふくしま国際施策推進プラン」改定に係る検討経過

日 程	検討内容
令和3年1月27日	第1回有識者会議（骨子案に係る意見交換）
令和3年2月17日	第2回有識者会議（中間整理案に係る意見交換）
令和3年2月25日	市町村ネットワーク会議における情報共有
令和3年3月17日	第3回有識者会議（改定案に係る意見交換）
令和3年5月19日	市町村ネットワーク会議における情報共有
令和3年7月7日～ 令和3年8月10日	パブリック・コメント、市町村意見照会
令和3年9月2日	第4回有識者会議（最終改定案に係る意見交換）
令和3年12月8日	公表



◆ふくしま国際施策推進プラン

【問い合わせ先】

福島県生活環境部 生活環境総室 国際課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7182

FAX 024-521-7919

E-mail : [kokusai@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kokusai@pref.fukushima.lg.jp)